

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

宝塚市長 殿

届出者 住所

氏名

電話

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- | | |
|---|---|
| } | <input type="checkbox"/> 土地の区画形質の変更
<input type="checkbox"/> 建築物の建築又は工作物の建設
<input type="checkbox"/> 建築物等の用途変更
<input type="checkbox"/> 建築物等の形態又は意匠の変更
<input type="checkbox"/> 木竹の伐採 |
|---|---|

について、下記により届け出ます。

- 1 行為の場所 宝塚市
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 設計又は施工方法

(1)土地の区画形質の変更		区域の面積			m ²	
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ)行為の種類 (<input type="checkbox"/> 建築物の建築 ・ <input type="checkbox"/> 工作物の建設) (<input type="checkbox"/> 新築 ・ <input type="checkbox"/> 改築 ・ <input type="checkbox"/> 増築 ・ <input type="checkbox"/> 移転)					
	(ロ) 設計の概要	届出部分		届出以外の部分		合計
		(i)敷地面積	/	/		m ²
		(ii)建築面積又は建設面積	m ²	0	m ²	m ²
		(iii)延べ面積	m ²	0	m ²	m ²
			(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)
(iv)高さ	(v)用途					
地盤面から	(vi)垣又はさくの構造					
	m					
(3)建築物等の用途変更		(イ)変更部分の延べ面積	(ロ)変更前の用途	(ハ)変更後の用途		
		m				
(4)建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容				
(5)木竹の伐採		伐採面積			m ²	

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 都市計画法第12条の9に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更 については、次によること。
 - (1) 当該建築物の建築については、(2)(ロ)(iii)延べ面積欄の()の中に当該建築物の住宅の用に供する部分の延べ面積を記載すること。用途変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
 - (2) 当該建築物の用途変更については、(2)(ロ)(i)敷地面積の合計欄及び(2)(ロ)(iii)延べ面積の合計欄(同欄中()は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄)についても記載すること。
- 5 同一の土地について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出によることができる。

◆代理人等連絡先

住所
氏名
電話
E-mail

◆注意事項

1 この届出書は、当該行為に着手する日の**30日前**までに提出してください。(届出受理書(様式第2号)も同時に下記図書を添付して提出してください。)

2 この届出書には、次の図面を正副各一部添付してください。

- ① 位置図(縮尺1/2,500程度)
- ② 土地の求積図・求積表
- ③ 土地の登記事項証明書(写)

※届出者と土地所有者が異なる場合は、売買契約書等も添付してください。

④ 行為の種別ごとに、下表の図面を添付してください。

行為の種別	図面	縮尺	備考
・土地の区画形質の変更	区域図	1/1,000以上 ※1	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示
	設計図	1/100以上	区画形質の判断ができるもの
・建築物の建築 ・工作物の建設 ・建築物等の用途の変更 ※3	配置図	1/100以上	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示
	立面図	1/50以上※2	2面以上 「建築物の屋根、外壁の色彩又は意匠は、周辺環境と調和したものとする」等の制限がある場合はマンセル記号表示(※景観計画に基づき、マンセル記号基準が適用されます)
	平面図 (建築物のみ)	1/50以上※2	各階のもの
・建築物等の形態又は意匠の変更※3	配置図	1/100以上	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示
	立面図	1/50以上※2	2面以上 「建築物の屋根、外壁の色彩又は意匠は、周辺環境と調和したものとする」等の制限がある場合はマンセル記号表示(※景観計画に基づき、マンセル記号基準が適用されます)

※1 位置図兼用で1/2,500でも可

※2 1/100でも可

※3 建築物等の用途変更及び形態又は意匠の変更については、当該地区計画の制限対象である場合のみ提出してください。

3 代理人が手続きを行う場合は、委任状(任意様式、1部)を添付してください。

◇問い合わせ先◇

宝塚市 都市計画課

TEL:0797-77-2088

E-mail:m-takarazuka0073@city.takarazuka.lg.jp

地区計画の区域内における行為の届出受理書

届出者	住所
	氏名 様

記

1 行為の場所	宝塚市				
2 行為の着手予定日	年	月	日		
3 行為の完了予定日	年	月	日		
4 設計又は施工方法					
(1)土地の区画形質の変更	区域の面積		m ²		
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ)行為の種類 (<input type="checkbox"/> 建築物の建築 ・ <input type="checkbox"/> 工作物の建設) (<input type="checkbox"/> 新築 ・ <input type="checkbox"/> 改築 ・ <input type="checkbox"/> 増築 ・ <input type="checkbox"/> 移転)				
	(ロ)設計の概要	届出部分	届出以外の部分	合計	
		(i)敷地面積			m ²
		(ii)建築面積又は建設面積	m ²	0 m ²	m ²
		(iii)延べ面積	m ² (m ²)	0 m ² (m ²)	m ² (m ²)
	(iv)高さ 地盤面から m	(v)用途			
	(vi)垣又はさくの構造				
(3)建築物等の用途変更	(イ)変更部分の延べ面積 m	(ロ)変更前の用途	(ハ)変更後の用途		
(4)建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容				
(5)木竹の伐採	伐採面積	m ²			

備考

- 上欄の枠内について、届出者が必要事項を記入のうえ様式第1号と共に提出してください。
- この届出行為に係る事項のうち、設計又は施工方法を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手しようとする日の30日前までに、その旨を市長に届け出てください。

<p>今般、都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、あなたから上欄の記載通り届出がありました。これを受理いたしましたのでお知らせします。</p> <p>なお、届出の受理は、確認申請及びこれに伴う審査等とは異なる法令に基づくものですので、あらかじめご承知ください。また、この届出では、「垣又はさくの構造」の欄が「未定」となっております。今後、垣又はさくの築造等を行う場合は、その行為に着手しようとする日の30日前までに、その旨を届け出てください。</p> <p style="text-align: right;">宝塚市長</p>	受 理 印